

2月22日は「忍者の日」

甲賀市観光協会と伊賀上野観光協会が幹事となり、2月22日を「忍者の日」として記念日に登録しました。

「忍者の日」を記念し、2月22日(月)から22日(日)までを「忍者月間」として、全国的に「忍者の日」キャンペーンを展開します。

公式ロゴマークが目印

「忍者の日」キャンペーンに参加する施設は、北海道から九州まで80カ所以上。公式ロゴマークの入ったのぼりが目印です。



▲のぼり

趣向を凝らした企画が満載

それぞれの施設ごとに趣向を凝らしたイベントや割引きなど、キャンペーンならではの楽しい企画が満載です。

忍者の奥深い世界をのぞいて、忍者で盛り上がりましょう。

市内のキャンペーン参加予定施設

甲賀流忍術屋敷／甲賀の里忍術村(株) 忍者の里甲南 甲南PA上り／ライダーハウス神戸／丸安茶業(株)／水口センチュリーホテル／大原温泉かもしか荘／日新薬品工業(株)／くすり学習館／みどり産業／宮乃温泉／塩野温泉／水口温泉つばきの湯／水口テクノスファーム／備長扇屋 甲賀水口店／信楽焼・明山窯／甲賀市ひとまち街道交流館 ほか

詳しくは「忍者の日」キャンペーン公式ポータルサイト <http://222.ninja/> をご覧ください。

問い合わせ
甲賀市観光協会
☎60-2690 / ☎60-2692

観光ラッピングトラックも

「忍者の日」を全国各地にPR

滋賀県トラック協会甲賀支部加盟3社(株)滋賀運送甲賀・(株)マルキユー物流・丸五運送(株)のご協力により昨年10月にお目見えした観光ラッピングトラックには、甲賀流忍者をはじめ市内の観光資源が描かれています。

「忍者月間」にあわせて、合計10台のラッピング車両にも特製ステッカーが貼られ、全国各地に「忍者の日」をPRしてくれています。



「甲賀市第2次障がい者基本計画」第4期障がい福祉計画(案)へのご意見募集

障がい福祉施策を総合的に推進するため、障害者総合支援法に基づき「甲賀市第2次障がい者基本計画」第4期障がい福祉計画(案)を策定しましたので、その内容を公表し、広く市民の皆さんからのご意見を募集します。

意見の提出方法／住所、氏名、電話番号(市外在住で市内勤務の方は勤務先、在学の方は学校名)、意見のあるページ番号などを明記し、閲覧場所へ直接提出いただくか郵送(3月2日必着)、FAX、Eメールで提出してください。

募集期間／2月1日(日)から3月2日(月)まで

※各施設での閲覧は2月2日(月)以降となります。

公表方法／市ホームページに掲載、障がい福祉課・市民窓口センター、旧支所の地域市民センターでの閲覧
意見を提出できる方／市内在住、在勤、在学の方

問い合わせ
障がい福祉課
〒528-0005 水口町水口569番地
☎95-0702 / ☎63-40085
✉koka10253800@city.koka.lg.jp

年間登録団体募集

自主活動センター きずな

「きずな」は、利用者が自主的に管理をしながら、イベントの実行委員会やサークル活動、ボランティアなど様々な活動を行っています。現在、35の登録団体がここを拠点としており、「自主活動センターきずな運営協議会」で、みんなが安心して使いやすいルールを決めたり、登録団体の交流会を開催するなど活発に活動しています。自由な活動場所を探している皆さん、一緒に「自分たちの家」として利用しませんか。

年間登録団体を募集

募集要領・申込書は、きずな・市役所地域コミュニティ推進室・旧支所の地域市民センター、市民活動・ボランティアセンターにあります。

◆募集締切
3月12日(木)必着にて、申し込み先へ提出。

年間登録の説明会を開催

年間登録を希望される団体は、ぜひお越しください。

◇日時／3月8日(日) 10時～12時

◇場所／自主活動センターきずな

ビクター利用募集

年間登録をしてもなくても利用できる「ビクター利用」も実施しています。

◇使用時間／8時～22時

◇ビクター利用できる団体

・市内を拠点として活動する団体、グループ(けいこ)事などの団体も利用できます

・政治、宗教、営利を目的としない団体
使用1カ月前から、「きずな」1階の国際交流協会事務局で受け付けています。
(土・日・祝日を除く10時～17時30分)

様々な活動が行われています

「きずな」のルール

- ◇市内を拠点として活動する団体やグループが、年間登録をすれば利用できます。
- ◇政治・宗教・営利(塾や教室など)を目的とした団体は利用できません。
- ◇管理人がいませんので、利用団体の自主管理・自主運営となります。
- ◇「次に使う人の身になって」。ゴミやタバコの吸殻などはすべて持ち帰りです。

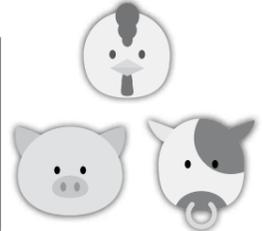
自主活動センターきずな 運営協議会
〒528-0005 水口町水口5676番地
☎・☎63-7310
(不在の場合)
地域コミュニティ推進室
☎65-0687 / ☎63-4554

ニワトリやヤギ等を飼っている方は定期報告を

口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病への防疫対応を迅速に実施し、新たな発生とまん延を防ぐため、家畜の所有者は飼養規模に関わらず、毎年2月1日現在の飼養状況等を県知事に報告することが家畜伝染病予防法で義務付けられています。

報告対象の家畜(小規模)やペット等

- 牛・水牛・馬
- 鹿・羊・ヤギ・豚・イノシシ
- ニワトリ・アヒル・ウズラ・キジ・ほろほろ鳥・七面鳥・アイガモ
- ダチョウ



平成27年2月1日現在、上に記載されている報告対象の家畜やペットを1頭(羽)以上飼育されている方は、所定の報告様式(市ホームページに掲載)に記入し、農業振興課農産係まで必ず提出してください。

※報告様式の取り寄せや、制度について不明な点がありましたら、お問い合わせください。

問い合わせ
農業振興課 農産係
☎65-0712 / ☎63-4592